

目 次

第 2 章 関係法令等の整理.....	2-2
2-1 検討方針.....	2-2
2-1-1 検討の目的.....	2-2
2-1-2 検討手順.....	2-2
2-1-3 調査項目.....	2-3
2-2 包括的民間委託の導入に係る法令の解釈および取扱い等の事例整理.....	2-4
2-2-1 調査対象事例の選定.....	2-4
2-2-2 事例の調査.....	2-5
2-2-3 事例調査結果の総括.....	2-47
2-3 本業務における法令の解釈および取扱いの整理.....	2-49
2-4 アベイラビリティ・ペイメント方式を導入する上での財政および会計制度上の課題や留意点の整理.....	2-53

第2章 関係法令等の整理

道路施設等を管理するための事務項目や内容に対して、道路法、地方自治法、PFI 法、地方財政法、国土調査法および各種ガイドライン等の現行法制下において、民間活力を導入する場合の道路施設等の継続的な管理の可能性や実現に向けた課題を整理した。具体的には、先行的に包括的民間委託を導入している他自治体での現行法制下における解釈および取扱いを整理した。また、アベイラビリティ・ペイメント方式を導入する上での財政および会計制度上の課題や留意点を整理した。

2-1 検討方針

関係法令等の整理の検討方針として、検討の目的、手順、調査項目について整理した。

2-1-1 検討の目的

包括的民間委託の導入に関する法令の解釈や取扱いの把握、およびアベイラビリティ・ペイメント方式を導入する上での財政や会計制度上の課題や留意点の把握を目的として、関係法令等の整理を行った。

2-1-2 検討手順

- ・すべての法律・条例等から、関連する記述を抽出することは非効率である。既に、国内において道路管理の包括的民間委託を実施している事例が存在するため、これらを調査し、包括的民間委託の導入に関する法令およびその解釈の方法を整理する。また、調布市において今後、道路管理の包括的民間委託を実施するにあたり、公募時に有益な情報として、事業範囲、対象施設、事業期間、要求水準等を併せて整理する。
- ・アベイラビリティ・ペイメント方式の特徴である、成果に応じて報酬金額が変動する点に着目し（詳細は第4章で記述）、調布市の現行の財政および会計制度を整理することでアベイラビリティ・ペイメント方式の導入可否を検討する。

次頁に検討のフローを示す。

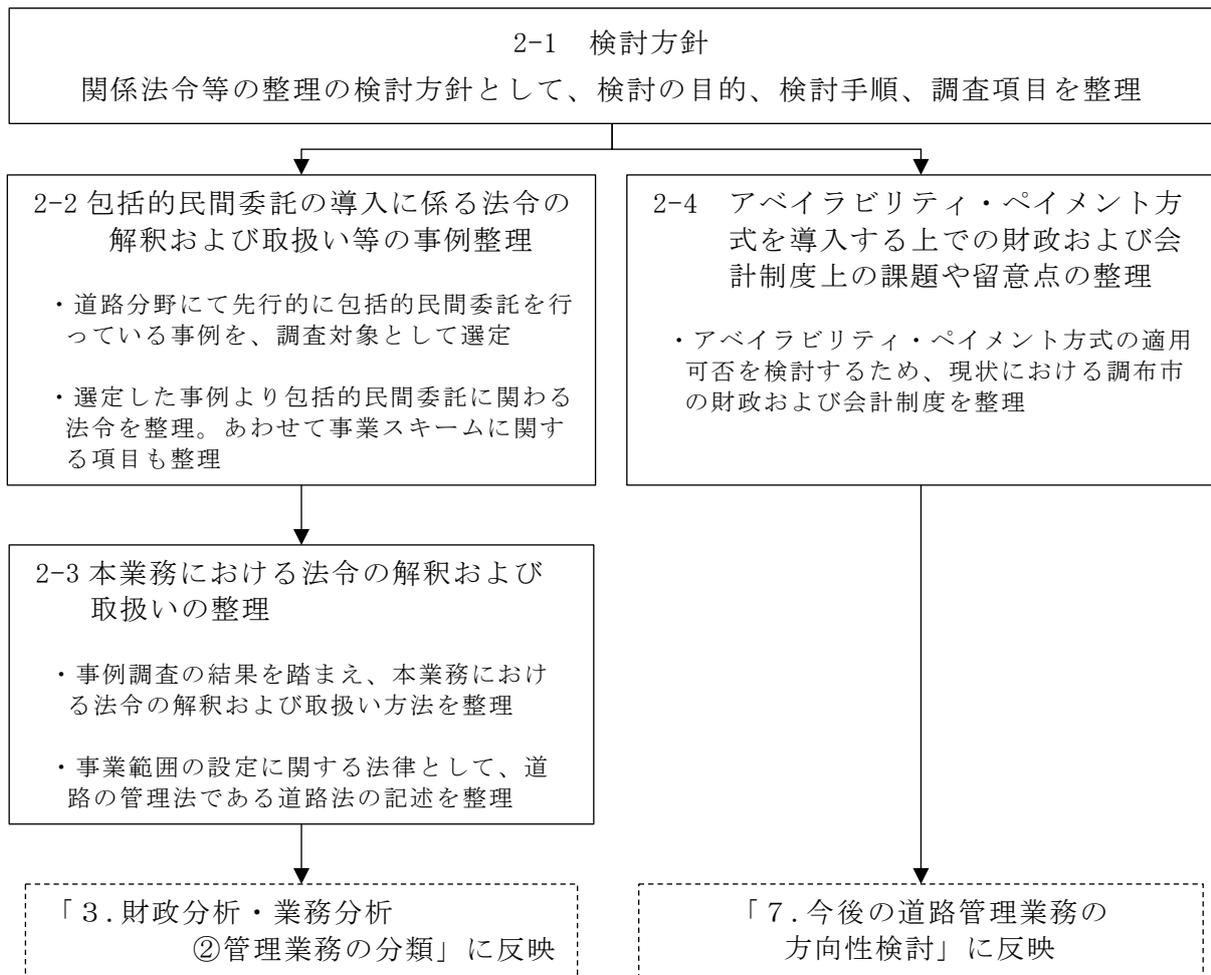


図 2.1 検討のフロー

2-1-3 調査項目

道路分野にて先行的に包括的民間委託を行っている事例の調査項目を以下に示す。

- ・ 背景、目的
- ・ 対象施設
- ・ 事業期間
- ・ 事業範囲
- ・ 事業規模
- ・ 発注方式（仕様規定・性能規定）
- ・ リスク分担
- ・ 報酬の支払い方法
- ・ 事業者の選定（選定方法、選定事業者、現場事務所の有無等）
- ・ 法令等の解釈および取扱い

2-2 包括的民間委託の導入に係る法令の解釈および取扱い等の事例整理

本節では、前項にて示した検討方針に基づき、事例の整理を行った。

2-2-1 調査対象事例の選定

調査の対象事例は、道路の包括的民間委託を先行的に実施している、府中市・三条市・奈良県道路公社（第二阪奈）とした。

府中市・三条市については、本検討での包括的民間委託の対象と同様、市道の道路管理を含む事例である。奈良県道路公社（第二阪奈）は有料道路の包括的民間委託であるが、関係法令等の解釈・取扱い方が参考になると考え、調査対象事例として選定した。

調査対象とした事例の一覧を以下に示す。

表 2.1 調査対象事例

主体	業務名	事業期間
東京都 府中市	けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託	平成 26～28 年度
	府中市道路等包括管理事業（北西地区）	平成 30～令和 2 年度
新潟県 三条市	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期）	平成 29～30 年度
	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期）	平成 31～令和 5 年度
	下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託	平成 31～令和 5 年度
奈良県道路公社	第二阪奈有料道路維持業務委託	平成 24 年度

2-2-2 事例の調査

本項では、前項にて選定した事例を基に、包括的民間委託に関わる法令を整理した。あわせて、調布市において今後、道路管理の包括的民間委託を実施するにあたり、公募時に有益な情報として、事業スキームに関する項目（事業範囲、対象施設、事業期間、要求水準等）も整理した。

(1) 府中市

府中市では平成 22 年に「公共施設マネジメント白書」を策定し、平成 26～28 年に亘り「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」として道路の包括的民間委託を実施している。さらに、当該業務の完了後、民間事業者へのヒアリング等により業務の改善および拡大を図り、「府中市道路等包括管理事業（北西地区）」を実施している。業務の拡大については、対象範囲を市街地の広域へ広げるとともに、統括マネジメント業務を事業範囲に含むことで民間事業者に対するインセンティブの発揮を図っている。上記 2 業務について概要を整理した。

表 2.2 けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託 対象路線一覧表

対象 番号	種別	路線		路線数 (路線)	延長 (m)	幅員		車道面積 (㎡)	備考
		番号	名称			車道 (m)	全幅 (m)		
1	幹線	016	けやき並木通り	1	631	26.00	36.32	16,406	0k269～0k631は 下り一方通行
2	幹線	027	新宿仲通り	1	348	12.00		4,176	
3	幹線	046	府中駅前通り	1	323	16.90	60.00	5,459	府中駅前広場の ため幅員広い
4	幹線	055	宮町中央通り	1	180	4.50	13.22	810	
5	市道	010-40	4-10	1	282	5.46	9.72	1,540	
6	市道	011-40	4-11	1	118	1.82	6.00	215	里道
7	市道	012-40	4-12	1	352	3.64	4.70	1,281	狭あい道路
8	市道	014-40	4-14	1	196	5.46	10.25	1,070	
9	市道	354-40	4-354	1	111	11.00		1,221	
10	市道	355-40	4-355	1	112	6.00		672	
11	市道	356-40	4-356	1	114	6.00		684	
12	市道	357-40	4-357	1	39	6.00		234	
13	市道	358-40	4-358	1	55	6.00		330	
14	市道	359-40	4-359	1	23	6.00		138	
15	市道	394-40	4-394	1	207	6.00		1,242	
16	市道	438-40	4-438	1	112	6.00		672	
17	市道	468-40	4-468	1	93	4.50	6.00	419	
18	市道	474-40	4-474	1	113	7.91	8.00	894	インターロッキング ブロック舗装
19	市道	487-40	4-487	1	55	13.03	27.85	717	
合計				19	3,464			38,179	

表 2.3 けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託 対象施設の数量

検討対象施設	分類	路線数	数量	面積	備考
橋梁	車道橋	該当なし	該当なし	該当なし	市内全体：23 橋
	歩道橋	該当なし	該当なし	該当なし	市内全体：14 橋
立体横断施設	ペDESTリアン・デッキ	—	2 橋	約 2,445 ㎡ 約 473 ㎡	府中駅北口歩道橋 (鋼橋 1995 年完成) 府中駅南口歩道橋 (鋼橋 1995 年完成)
街路樹	市道	—	151 本	—	市内全体：10,744 本
案内標識	施設表示	—	14 基	—	市内全体：803 基
街路灯	水銀灯	—	162 基	—	市内全体：6,494 基
	蛍光灯	—	45 基	—	市内全体：10,695 基
道路反射鏡 (カーブミラー)	市道	—	9 基	—	
法定外公共物	里道 (赤道)	2 箇所	177m	—	

③事業期間

平成 26 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで (3 年)

期間については、長期化すると民間の創意工夫が生まれやすいが、反面、事業の継続性へのリスクが高まることを懸念し、当面、3～5 年程度の期間を採用しており、期間長期化へ向けた検討を行なっていくこととしている。

④事業範囲

「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」における事業範囲を下表に示す。
 公定力・不可争力・不可変更力・自力執行力等の特殊な効力を生ずる「行政行為」相当と判断した業務項目と、その細目にあたる作業内容は、基本的に民間に委託できないとして扱われている。ただし、行政行為に関わる「権限を行使した結果、市民生活に制限を加える範囲でないと判断できる定型的な作業」については、民間委託可能な業務として設定している。

表 2.4 けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託 事業範囲

業務項目		業務内容
巡回業務		巡回計画の作成
		日常パトロールの実施
		警察署との合同パトロールの実施
		巡回日誌の作成
維持業務	清掃業務	道路の清掃
		雨水桝の汚泥清掃
		府中駅前ペDESTリアン・デッキの清掃
	植栽管理業務	馬場大門のけやき並木の管理
		街路樹の剪定・除草
	街路灯管理業務	街路灯の設置・管理
補修・修繕業務		損傷箇所の補修
事故対応業務		事故処理に関わる資料作成
		事故処理に関わる補修作業
		事故に伴う補修費用等の集計
災害対応業務		緊急パトロールの実施
		現地処理作業の実施
苦情・要望対応業務		苦情・要望箇所の現地状況確認
		現地処理作業の実施
占用物件管理業務		不法占用物の現地状況確認
		不法投棄の現地状況確認
法定外公共物管理業務		法定外公共物の維持管理

⑤事業規模

1年あたり 41,688 千円 (税込)

事業期間 (3 年) あたり 125,064 千円 (税込)

⑥発注方式

要求水準は、前項に示した「業務項目」毎に細かく設定されている。性能発注・仕様発注の分けは明記されていないが、民間事業者のノウハウ活用・コスト縮減を見据え、性能発注とする方針と見受けられる。

表 2.5 要求水準の例（巡回業務を抜粋）

業務内容	要求水準
(1) 巡回計画の作成	ア巡回計画は、委託契約締結後速やかに作成、および提出し、府中市の承認を受けること。 イ巡回計画には、日常時および緊急時の巡回コース、巡回内容、および方法、実施体制、緊急連絡先等を記述すること。
(2) 日常巡回	週単位の適正な巡回を実施し、重大な事象の発生を極力未然に抑えること。
(3) 定期巡回	月単位の定期モニタリングを兼ねて実施し、業務水準の確認、課題の抽出、解決策の検討に資する管理情報を収集すること。
(4) 緊急巡回	台風、大雨、強い地震などの災害時に、実施する。また、日常巡回又は定期巡回で不具合の兆候等を発見した場合に実施すること。
(5) 警察署との合同パトロール	府中警察署との合同パトロールに、参加すること。
(6) 環境政策課との合同パトロール	生活環境部環境政策課との合同パトロールに、参加すること。
(7) 巡回日誌作成	作業日誌を作成し、月1回他の報告事項とともに市に提出すること。

当該委託は府中市における包括的民間委託のパイロットプロジェクトとして位置づけられているため、契約期間中に、当初、想定し得なかった課題が生じた場合は、委託実施の途中段階であっても、協議の上、要求水準書の見直しを可能としている。

⑦リスク分担

「より効率的にリスクを対処できる主体がリスクを分担する」という考えに基づき、設定されている。

○：リスクが顕在化した場合に負担を行う（主分担）

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある（従分担）

表 2.6 リスク分担（案）（1/3）

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者		
共通	募集要項等リスク	募集要項等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○			
	入札参加リスク	入札参加費用の負担		○		
	契約締結リスク		市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合	○		
			受託者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○	
			受託者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合	○※1	○※1	
	制度関連リスク	政治・行政リスク	市の政策の変更（本委託に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○		
		法制度リスク （税制度は除く）	法制度の新設・変更に関するもの（本委託に類型的または特別に影響を及ぼすもの）	○		
			法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○	
		許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（市が申請・取得するもの）	○		
			許認可の遅延に関するもの（受託者が申請・取得するもの）		○	
		税制度リスク		一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
				一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
	消費税の範囲や税率の変更に関するもの			○		
委託に特定の税制の新設・変更に関するもの	○					
技術基準等変更リスク	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○※2	△※2			
社会リスク	住民対応リスク	沿道住民および道路利用者の道路管理・運営に関する反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○			
		上記以外のもの（受託者が行う事務、道路巡回、維持管理内容等に関する要望等）	△	○		
	環境問題リスク	用地から有害物質が発見された場合	受託者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○	
			受託者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○		
			受託者が行う作業業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故に関するもの		○	
	第三者賠償リスク	上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故等）	通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○		
				○		
			○			

表 2.7 リスク分担（案）（2/3）

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者
共通	債務不履行リスク	受託者の委託放棄、破綻によるもの、および無許可での受託者の変更		○
		市の債務不履行	○	
	物価リスク	市と受託者が予め合意した改定価格条項の範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）に伴う、受託者の費用（但し委託料相当分）の増減によるもの	○※3	
		市と受託者が予め合意した改定価格条項の範囲内の物価変動（インフレ、デフレ）に伴う、受託者の費用（但し委託料相当分）の増減によるもの		○※3
	要求水準未達リスク	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○
	計画変更リスク	受託者に起因する要求水準の変更		○
		市に起因する要求水準の変更	○	
第三者に起因する要求水準の変更		○		
維持管理リスク	施設損傷リスク	通常利用での劣化によるもの		○
		施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○	
		施設管理の瑕疵等、受託者の責めによるもの		○
		特定の第三者の責めによるもの	○	
		不特定の第三者の責めによるもの	○※4	△※4
	施設管理コストリスク	市の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		特定の第三者の責めによる、維持管理費の増大	○	
		不特定の第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※4	△※4
		上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
	緑化施設損傷リスク	老化による枯死	○	
		緑化施設管理の瑕疵等、市の責めによるもの	○	
		緑化施設管理の瑕疵等、受託者の責めによるもの		○
		特定の第三者の責めによるもの	○	
		不特定の第三者の責めによるもの	○※4	△※4
	緑化施設管理コストリスク	市の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
		特定の第三者の責めによる、維持管理費の増大	○	
		不特定の第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※4	△※4
		上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）	○※4	△※4
	運営開始遅延リスク （許認可は除く）	要求水準書の変更、その他市の指示、変更に伴う運営開始遅延による費用の増大	○	
上記以外の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大			○	
業務中断リスク	市の責めによる業務の中断	○		
	受託者の責めによる業務の中断		○	
	第三者の責めによる業務の中断	○※4	△※4	
維持管理に係る事故リスク	施設の維持管理を委託する時点で既に生じていた瑕疵から生じる事故	○		
	市が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○		
	受託者の運営業務自体から生じる事故		○	
技術革新リスク	道路施設管理に関する技術の更新費用が、協定で定められた想定を超過するもの	○		
	道路施設管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○		

表 2.8 リスク分担（案）（3/3）

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者
	支払遅延・不能リスク	市の支払遅延・不能に関するもの	○	
終了時	委託清算に伴うリスク	業務移管手続きに伴う諸費用発生、受託者の清算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

※1 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2 「関係法令」、「行政計画・要領・基準類」に記載のない文書を指す。市と受託者で協議を行い、対応を決定する。

※3 改定指標は、日本銀行統計局「企業向けサービス価格指数」のことをいう。

※4 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。

⑧報酬の支払い方法

支払方法は、四半期払いの固定支払いとしている。

また、要求水準を満足しない場合には、市が業務内容の速やかな改善を指示することとしている。

⑨事業者の選定

事業者の選定は公募型プロポーザル方式によって行われた。

選定された事業者は「前田道路・ケイミックス・東京緑建共同企業体」であり、対象エリア内である府中市宮西町へ事務所を設置している。

構成企業の概要を以下に示す。

表 2.9 構成企業の概要（けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託）

構成企業	営業エリア	事業内容	府中市における事業所の有無
前田道路	全国	・道路整備事業 ・一般土木建設事業 ・施設整備事業等	なし
ケイミックス	全国	・建物総合管理事業 ・道路総合管理事業 ・不動産事業等	なし
東京緑建	（情報なし）		

⑩法令等の解釈および取扱い

「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」において取り上げられている包括的民間委託を実現するための関係法令について、解釈の仕方および取扱いを整理した。

事業範囲の設定および、民間委託の手法に関する法令が取り上げられている。

i) 道路法

「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」においては、道路法第十六条に則り、市道の管理者は市町村であることを前提とし、民間委託の事業範囲を設定している。

道路法

(市町村道の管理)

第十六条

市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

ii) 地方自治法

市道の管理者は市町村であることを前提とした上で、地方自治法に定められる「指定管理者制度」を参照し、行政行為等を伴う事務において、「権限を行使した結果、市民生活に制限を加える範囲でないと判断できる定型的な作業」は民間へ委託可能な作業であるとし、処分性の有無（意思決定相当か否か）を判断の材料としている。

地方自治法

(公の施設)

第二百四十四条

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(参考) 平成 16 年 3 月 31 日の国土交通省通知

国土交通省通知 国道政第 9 2 号 国道国防第 4 3 3 号 国道地調第 9 号 平成 1 6 年 3 月 3 1 日 1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。 2. <u>指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務（災害対応、計画策定及び工事発注等）及び行政権の行使を伴う事務（占有許可、監督処分等）以外の事務（清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等）</u> であって、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。 なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。
--

iii) PFI 法

公共施設の管理を包括的に民間へ委託する手法の一つとして、PFI について触れられている。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (目的) 第一条 この法律は、 <u>民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図る</u> ための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。 一 <u>道路</u> 、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設 (略)
--

iv) 民法

公共施設の管理を包括的に民間へ委託する手法の一つとして、民法による契約（請負）を紹介している。

民法 (請負) 第六百三十二条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
--

出典：けやき並木通り周辺地区 道路等包括管理委託 要求水準書・リスク分担

けやき並木通り周辺地区 道路等包括管理委託 説明会資料

けやき並木通り周辺地区 道路等包括管理事業【委託の概要】

けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託に関する公募型プロポーザル募集要項

日本 PFI・PPP 協会資料 市民参加の公共施設マネジメント

2) 府中市道路等包括管理事業（北西地区）（事業期間：平成30～令和2年度）

①背景・目的

市道等を市民が継続して安全に利用できることを前提とし、民間事業者の効率的運営や創意工夫によるコスト削減、サービスの向上を目的とする。

また、対象区域における市のにぎわいの創出やまちづくりへの協力、「馬場大門のケヤキ並木（国指定天然記念物）」の景観、参道としての環境維持への貢献が期待されている。

②対象施設

対象区域は、主要地方道府中清瀬線〔第15号（小金井街道）〕、一般都道府中調布線〔第229号（旧甲州街道）〕、主要地方道所沢府中線〔第17号（府中街道、一般国道20号（甲州街道））〕と行政界に囲まれる約750haにおける、次の施設を対象としている。

将来的な市全域の管理委託に向け、民間事業者の移動・作業のしやすさや効率的な作業を考慮し市全域を分割した上で、そのうち1地区を試行的に包括的民間委託している。

表 2.10 府中市道路等包括管理事業（北西地区） 対象施設

施設		数量
道路	舗装・構造物等	633 路線 (125,924m)
	橋りょう（道路橋）	1 橋
	橋りょう（歩道橋）	5 橋
	立体横断施設（ペDESTリアン・デッキ）	2 橋
	街路樹（けやき並木通りのケヤキを除く）	3,094 本
	道路反射鏡	1,006 基
	標識	159 基
法定外公共物	市有通路	約 5,500m
	赤道	市保有の特定図面参照

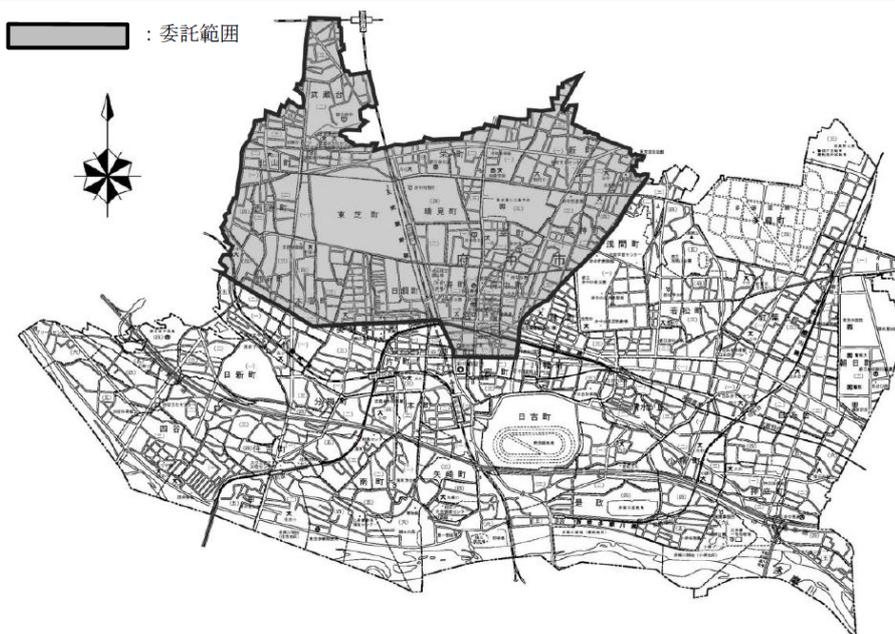


図 2.3 府中市道路等包括管理事業（北西地区） 対象範囲

③事業期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日（3か年）

パイロット業務である「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」と同様、試行であることから、3年間としている。

④事業範囲

パイロット業務である「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」より事業範囲の拡大を図り、関係者ヒアリング、および民間事業者意向調査において、民間事業者から要望が多かった「補修更新業務」を追加している。具体的な要望としては「民間事業者の収益確保や予防保全を考慮し、工事も含めて欲しい」が挙げられる。

また、一部事業範囲から除外された業務も存在する。民間事業者の判断だけでは対応できない、けやき並木におけるけやきの維持管理や、市がLEDのリースによる導入を検討中である街路灯管理業務が除外された。

表 2.11 府中市道路等包括管理事業（北西地区） 事業範囲

業務項目		業務内容		
包括委託型業務	統括マネジメント業務		業務計画書の作成、業務報告、定例会開催、受託者によるモニタリングの実施	
	維持管理業務	巡回業務	定期巡回の実施	
			緊急パトロールの実施	
			警察署との合同パトロールの実施	
		維持業務	清掃業務	道路の清掃
				雨水樹の汚泥清掃
			府中駅前ペDESTリアン・デッキの清掃	
			植栽管理業務	街路樹の剪定・除草（けやき並木通りのケヤキの剪定等を除く）
		道路反射鏡・案内標識管理業務		道路反射鏡・案内標識の清掃・管理
		補修・修繕業務		損傷箇所の補修・修繕 （日常を維持するための保守に係る業務で1工種50万円未満）
		事故対応業務		事故処理に関わる資料作成 事故処理に関わる補修作業 事故に伴う補修費用等の集計
	災害対応業務		緊急パトロールの実施 現地処理作業の実施	
	苦情・要望対応業務		苦情・要望箇所の現地状況確認 現地処理作業の実施	
占有物件管理業務		不法占有物対応の支援 不法投棄の現地状況確認		
法定外公共物管理業務		法定外公共物の維持管理		
単価契約型業務	補修・更新業務	補修・更新業務	損傷箇所の補修・更新 （日常を維持するための保守に係る業務で1工種50万円以上。補修や施設の更新に係る業務で500万円未満とする。）	
	ケヤキ剪定等業務	ケヤキ剪定等業務	けやき並木通りのケヤキの剪定等	

強調箇所は、パイロット業務（けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託）から追加された項目

⑤事業規模

1年あたりの金額は以下のとおりである。

- ・包括委託型業務 : 97,200 千円 (税込)
- ・単価契約型業務補修・更新業務 : 13,781 千円 (税込)
- ・ケヤキ剪定等業務 : 25,996 千円 (税込)

なお、現在も事業期間中であるため、事業期間を通じた金額は未定である。

⑥発注方式

発注方式は性能発注としており、要求水準書にも記載がある。

要求水準は、市と受託者の合意があった場合、契約期間内での見直しを可能としている。また、パイロット業務である「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」での教訓を活かし、下記の点を見直している。

- ・要求水準の達成が判断できるような書き方（極力、具体的な記述とする）
- ・市が必要とする事務作業は、具体的な日付や必要な内容を記載

⑦リスク分担

パイロット業務である「けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託」からの業務範囲拡大や指定管理者制度の導入に伴い、不可抗力リスク、意見・苦情窓口業務対応リスク、需要変動リスク等が追加されている。

○：リスクが顕在化した場合に負担を行う（主分担）

△：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある（従分担）

表 2.12 リスク分担（案）（1/3）

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者	
共通	募集要項等リスク	募集要項の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○		
	応募費用リスク	応募費用の負担		○	
	契約締結リスク	市の責に帰すべき事由により、契約が締結できない場合		○	
		選定された受託候補者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合			○
		選定された受託候補者と契約が結べない、または契約手続きに時間がかかる場合		○※1	○※1
	制度関連リスク	政治・行政リスク	市の政策の変更（本委託に直接影響を及ぼすもの）によるもの	○	
		法制度リスク （税制度は除く）	法制度の新設・変更に関するもの（本委託に類型的または特別に影響を及ぼすもの）	○	
			法制度の新設・変更に関するもの（上記以外のもの）		○
		許認可リスク	許認可の遅延に関するもの（市が申請・取得するもの）	○	
			許認可の遅延に関するもの（受託者が申請・取得するもの）		○
		税制度リスク	一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、収益関係税、外形標準課税の変更に関するもの		○
			一般的な税制変更（新税含む）に関するもののうち、上記以外の変更に関するもの	○	
			消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
	委託に特定の税制の新設・変更に関するもの		○		
	技術基準等変更リスク	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○※2	○※2	
	社会リスク	住民対応リスク	受託者が行う業務等に対する沿道住民、および道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○※3	○※3
			上記以外の沿道住民、および道路利用者の反対運動の訴訟・要望活動に関するもの	○	
		環境問題リスク	用地から有害物質が発見された場合	○	
			受託者が行う業務に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
			受託者以外に起因する、有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	
第三者賠償リスク		受託者が行う業務に起因する事故、予め予測される施設の劣化など維持管理の不備による事故、および電波障害対策、日照障害対策に関するもの		○	
		上記以外のもの（市が行う業務に起因する事故、既存施設の設置に関わる隠れた瑕疵に起因する事故等）	○		
		通常避けることが不可能な地盤沈下、地下水断絶等により第三者に損害を与えた場合	○		
債務不履行リスク	受託者の委託放棄、破綻によるもの、および無許可での受託者の構成員の変更		○		
	市の債務不履行	○			

表 2.13 リスク分担（案）（2/3）

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者	
共通	<u>不可抗力リスク</u>	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変または暴動など	○	△	
		風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	○	△	
		風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの		○	
	物価リスク	物価変動（インフレ、デフレ）に伴う資機材や工事費等の大幅な増減によるもの	○※4	○※4	
	要求水準未達リスク	要求水準の不適合・サービス低下に関するもの		○	
	計画変更リスク	受託者に起因する各種計画、要求水準の変更			○
市に起因する各種計画、要求水準の変更		○			
第三者に起因する各種計画、要求水準の変更		○※5	○※5		
維持管理時	施設損傷リスク	通常利用での劣化によるもの		○	
		施設設置の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○		
		施設管理の瑕疵等、受託者の責めによるもの		○	
		事業終了後1年以内に、要求水準に従って業務を実施して いけば生じなかった瑕疵が発見された場合		○	
		第三者の責めによるもの	○※6	○※6	
	施設管理コスト リスク	受託者の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の 増大・減少			○
		市の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費 の増大・減少	○		
		市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離によ る維持管理費の増大	○		
		第三者の責めによる、維持管理費の増大	○※7	○※7	
		上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によ るものは除く）		○	
	緑化施設損傷リスク	老化による枯死	○		
		緑化施設の隠れた瑕疵等、市の責めによるもの	○		
		緑化施設の瑕疵等、受託者の責めによるもの		○	
		事業終了後1年以内に、要求水準に従って業務を実施して いけば生じなかった瑕疵が発見された場合		○	
		第三者の責めによるもの	○※8	○※8	
	緑化施設管理 コストリスク	受託者の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の 増大			○
		市の責めによる委託内容の変更に伴う維持管理費の増大	○		
		市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離によ る維持管理費の増大	○		
		市が示した対象施設の数量と現地状況の大幅な乖離によ る維持管理費の増大	○		
		第三者の責めによる維持管理費の増大	○※9	○※9	
<u>市所有機材・車両等 損傷リスク</u>	劣化によるもの	○			
	受託者の責めによるもの		○		
	市の責めによるもの	○			
	第三者の責めによる損傷、盗難	○※10	○※10		
<u>市所有備品損傷 リスク</u>	劣化によるもの	○			
	受託者の責めによるもの		○		
	市の責めによるもの	○			
	第三者の責めによる損傷、盗難	○※11	○※11		
運営開始遅延 リスク （許認可は除く）	要求水準書の変更、その他市の指示、変更に伴う運営開始 遅延による費用の増大	○			
	受託者の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大		○		

表 2.14 リスク分担（案）（3/3）

段階	リスクの種類	リスクの内容	市	受託者
維持管理時	<u>需要変動リスク</u>	利用者数（交通量）が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動	○	
		占有物件の申請数が想定可能な範囲を超えて増加することによる維持管理費や業務量の変動	○	
	<u>維持管理コストリスク</u>	受託者の事由による業務内容の変更等による維持管理費の増大		○
		市の指示による業務内容・用途の変更等による維持管理費の増大	○	
	業務中断リスク	市の責めによる業務の中断	○	
		受託者の責めによる業務の中断		○
		第三者の責めによる業務の中断	○※12	○※12
	維持管理に係る事故リスク	業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故	○	
		市が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
		受託者の運営業務自体から生じる事故		○
	技術革新リスク	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○※13	○※13
	<u>工事遅延リスク</u>	市の指示による工事完了遅延	○	
		受託者の事由による工事完了遅延		○
	<u>工事費増大リスク</u>	市の指示による工事費の増大・予算超過	○	
受託者の事由による工事費の増大・予算超過			○	
<u>意見・苦情窓口業務対応リスク</u>	業務の対象範囲内において、意見・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生等		○	
	業務の対象範囲外の事象によって、意見・苦情窓口業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生	○		
支払遅延・不能リスク	市の支払遅延・不能に関するもの	○		
終了時	委託清算に伴うリスク	業務移管手続きに伴う諸費用発生、受託者の精算手続きに伴う評価損益等		○
	施設性能リスク	委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

強調箇所は、パイロット業務（けやき並木通り周辺地区道路等包括管理委託）から追加された項目

- ※1 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。
- ※2 「関係法令」「行政計画・要領・基準類」に記載のない文書を指す。
市と受託者で協議を行い、対応を決定する。
- ※3 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。
- ※4 市と受託者で協議を行い、物価変動への対応を決定する。
- ※5 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※6 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※7 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※8 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※9 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※10 受託者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の市有機材・車両損傷リスクは受託者の、それ以外は市の負担とする。
- ※11 受託者の管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の備品損傷リスクは受託者の、それ以外は市の負担とする。
- ※12 市と受託者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。
- ※13 市と受託者で協議を行い、対応を決定する。

⑧報酬の支払い方法

パイロット業務と同様、支払方法は、四半期払いとしている。

委託について重大な不履行があった場合、改善勧告の手続きを行ったうえで報酬を減額する。また、重大にあたらない不履行があった場合は罰則点を付与し、一定点以上で減額とする価格変動方式を導入している。

増額については実施していない。

⑨事業者の選定

事業者の選定は、パイロット業務と同様、公募型プロポーザル方式によって行われた。

選定された事業者は「岩井・府中植木・日東建設共同企業体」であり、対象エリア内である東京都府中市小柳町へ事務所を設置している。

表 2.15 構成企業の概要（府中市道路等包括管理事業（北西地区））

構成企業	営業エリア	事業内容	府中市における事業所の有無
岩井建設工業	東京都 府中市	・ 建築工事業 ・ 造園工事業	本社
府中植木	東京都	・ 造園土木 ・ 樹木管理	本社
日東建設	（情報なし）		

出典：府中市道路等包括管理事業（北西地区）に関する募公募型プロポーザル集要項（案）
府中市道路等包括管理 事業（北西地区）リスク分担

(2) 三条市

三条市では平成 26 年に社会インフラ維持管理のあり方に関する検討会を設立し、平成 29～30 年に亘り「嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期）」として道路を含む複数のインフラを対象とした包括的民間委託を実施している。さらに、当該業務の完了後、府中市と同様に民間事業者へのヒアリング等により業務の改善および拡大を図り、市街地・山間地の 2 つのエリアにて包括的民間委託業務を実施中である。

以下の 3 業務について概要を整理した。

表 2.16 事例調査の対象（三条市）

主体	業務名	事業期間
新潟県 三条市	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期）	平成 29～30 年度
	嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期）	令和元～5 年度
	下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託	令和元～5 年度

1) 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期）（事業期間：平成 29～30 年度）

①背景・目的

社会資本は、今後急速に老朽化が進むことが見込まれている。こうした状況の下で、従来どおりの維持管理や更新を行った場合、必要な財源が確保できなくなるおそれがあり、社会資本の機能不全や重大な事故につながってしまう危険性も懸念されている。

一方で、建設業者は、この 10 年間で減少の一途を辿り、若手入職者や現場の就業者の減少といった問題にも直面している。

こうした官民それぞれの置かれた状況を踏まえ、効率的、効果的な社会資本の維持管理を実現しつつ、持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくりに取り組むことが求められている。

②対象施設

市街地のうち、五十嵐川よりも北部に位置し、五十嵐川と国道 289 号に囲われた区域の施設を対象としている。

市内全域を対象とした包括委託の導入は、共同受注体制の構築や業者間調整の点で課題があるため、当面は限られた区域での導入とし、段階的に拡大を図っていくことを想定している。当面の導入区域としては、企業数・事業量のバランスが取れた市街地を対象に、区域内に位置する営業範囲の現状や、対象範囲境界の分かりやすさを考慮して国道・河川で区切られた範囲内を候補区域として選定している。



図 2.4 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期） 対象範囲

表 2.17 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期） 対象施設

施設分野	施設	種別	施設量
道路施設	市道	1級市道	15.9km
		2級市道	3.7km
		その他市道	90.3km
	橋梁	RC橋	0橋
		PC橋	2橋
		鋼橋	3橋
	道路照明灯		68基
	防犯灯		業務実施区域内の施設
	消雪パイプ	散水パイプ	20.6km
		消雪井戸	37基
	街路樹	高木	197本
中低木		業務実施区域内の施設	
公園等施設	公園	都市公園	5箇所
		児童公園	6箇所
		その他の公園	1箇所
		緑地	19箇所
	駅前広場	駅前広場	2箇所
排水路	水路		業務実施区域内の施設

③事業期間

平成 29～30 年度（2 か年）

民間事業者の創意工夫の余地および、実施状況・検証結果を考慮し、より適切な内容に改善を図れる期間として設定している。

④事業範囲

「行政判断を伴う業務」、「行政権の行使を伴う業務」以外を委託可能な業務とし、包括委託することで効率的な業務の実施が可能かを判断した上で、決定している。

表 2.18 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期） 事業範囲

業務項目	業務内容
(1) 計画準備業務	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を実施するにあたり必要な準備 ・三条市実施業務の引き継ぎ準備
(2) 全体マネジメント業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全体のマネジメント ・提出書類作成等 ・体制の構築、各工種への適切な人員配置 ・業務実施のスケジュール管理、 ・三条市との協議・調整 ・各種計画書や実施報告書の提出
(3) 窓口業務	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの苦情・要望等の受付・電話対応 ・三条市が実施する業務の支援
(4) 巡回業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の状況把握、異常事象の予防 ・事象発生時の対応 ・三条市等が管理する社会資本において必要な情報、および資料の収集
(5) 道路維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の経済活動を支え、市民が安全安心に道路を利用できるよう、道路の状態を適正に維持管理
舗装補修業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修
側溝補修業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
防護柵補修業務	
道路照明・防犯灯補修業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認し、即時対応可能なものについて補修
標識補修業務	
反射鏡補修業務	
消雪井戸補修業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	
電気設備補修業務	
除草業務	
清掃業務	
植栽等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽等維持管理計画に基づいてき適正な時期に適正な維持管理
(6) 公園等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・「公園等維持管理業務の対象公園施設一覧表」に示す施設について、利用者の利用に資するよう維持管理
施設修繕業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合に対応
遊具補修・設備保守業務	<ul style="list-style-type: none"> ・公園に設置されている遊具・設備が正常に機能しているかどうか、簡易的に点検 ・異状を確認した場合は、遊具・設備の修繕
浄化槽清掃・定期点検業務	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法、その他基準に従い、必要な時期に必要な点検、清掃を実施
照明灯補修業務	<ul style="list-style-type: none"> ・照明灯設備について適切に維持管理 ・不点球は適宜交換
植栽等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽等維持管理計画に基づき、適正な時期に適正な維持管理
清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合には取り除く
除草業務	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理基準(案)を超過するような異状を確認した場合は、速やかに対応
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・有償ボランティアに対するアドバイス ※有償ボランティアへの謝礼は三条市が支払い
(7) 水路等維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から水害を未然に防止する目的から排水等が適切に行われるよう、適正に維持管理
江湊	
水路補修	
排水ポンプ補修	
除草	
(8) 引継業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務受託物の業務終了にあたり、次期業務実施者との引継を行う

⑤事業規模

1年あたり5千万円

事業期間（2か年）あたり1億円

⑥発注方式

発注方式は、民間事業者の創意工夫を促すため、性能規定とする方針としている。

実際の要求水準書は、「業務実施基準」という名称にて公表されている。管理対象物が「業務実施基準」に該当した場合、前項にて整理した「業務内容」を実施することとしている。

業務実施基準は、民間事業者に期待する役割、民間の創意工夫が最大限に発揮されるよう性能規定の形で整理されているが、性能規定の採用が難しい工種は仕様規定を採用している。

表 2.19 要求水準（1/2）

業務項目	業務実施基準（回数・管理水準など）
(1)計画準備業務	—
(2)全体マネジメント業務	【提出書類】業務計画書：各業務開始前に提出日報（巡回日報）：毎月、月報として提出受付簿：毎月、月報として提出箇所別実施調書：毎月、月報として提出 【会議の設置・運営】月齢会議：毎月調整会議：年2回程度引継会議：業務終了時
(3)窓口業務	下記を除く 8：30～17：15 (1)日曜日、および土曜日、(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日、(3)12月29日から1月3日までの日
(4)巡回業務	一級・二級市道（幹線市道）：1か月に1周その他市道：6か月に1周 都市公園：週1回、その他の公園：月2回、児童公園：月2回、緑地：月1回
(5)道路維持管理業務	—
舗装補修業務	幹線道路：速度制限を伴うなど円滑な交通を阻害する可能性がある場合 その他市道：事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
側溝補修業務	事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
防護柵補修業務	事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
道路照明・防犯灯補修業務	支柱：事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合 光源：ランプ切れなどによる不点球を確認した場合
標識補修業務	支柱：事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合 標識版：標識版の視認性の低下を確認した場合
反射鏡補修業務	支柱：事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合 反射鏡：反射鏡の視認性の低下を確認した場合
消雪井戸補修業務	事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
消雪パイプ補修・ノズル調整業務	事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
電気設備補修業務	故障による機能不良を発見した際に対応
除草業務	視認性や走行性に著しく支障のある場合
清掃業務	道路施設の機能を著しく損なう場合事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
植栽等維持管理業務	利用者の視認性を著しく損なう場合事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合

表 2.20 要求水準 (2/2)

業務項目	業務実施基準 (回数・管理水準など)
(6) 公園等維持管理業務	—
施設修繕業務	事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
遊具補修・設備保守業務	事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
浄化槽清掃・定期点検業務	故障による機能不良を発見した際に対応
照明灯補修業務	支柱：事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合 光源：ランプ切れなどによる不点球を確認した場合
植栽等維持管理業務	利用者や周囲の住民の活動を阻害する場合事故の発生などにより利用者の身体、および財産に著しい影響を与える可能性がある場合
清掃業務	快適な施設利用を阻害する場合
除草業務	施設利用に著しく支障のある場合
有償ボランティアを活用した公園等維持管理業務	三条市が指定する公園の維持管理のうち、簡易な業務
(7) 水路等維持管理業務	—
江渚	施設利用に著しく影響する場合
水路補修	施設利用に著しく影響する場合
排水ポンプ補修	施設利用に著しく影響する場合
除草	施設利用に著しく支障のある場合
(8) 引継業務	受託者と次期業務受託者が異なる場合

⑦リスク分担

「より効率的にリスクを対処できる主体がリスクを分担する」という考えに基づき、設定されている。

表 2.21 リスク分担 (1/2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受注者	
共通	募集 リスク	応募手続リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
		契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
			受注者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等		○
			市および受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○※1	○※1
	制度関連 リスク	法令変更リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増加費用等	○	
			広く一般的に適用される法令の変更・新設による増加費用等		○
		税制変更リスク	本事業に直接的に影響がある税制の変更・親切による増加費用等消費税等（消費税および地方消費税）の範囲や税率変更等	○	
			上記以外の税制の変更・新設による増加費用等		○
		許認可リスク	市が取得すべき許認可（例：占用許可）の遅延により生じる増加費用等	○	
			受注者が取得すべき許認可（建設業の許可）の遅延により生じる増加費用等		○
	政策変更リスク	市の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○		
	社会 リスク	住民対応リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
			上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等		○
環境問題リスク		受注者が行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる増加費用等		○	
第三者賠償 リスク		市疵の帰責事由（例：既存施設の隠れたる瑕疵）により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		
	上記以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○		
経済 リスク	物価変動リスク	物価変動による追加費用等		○※2	
事業中止・延期 リスク	事業中止・延期リスク	市の政策変更、指示等による事業の中止又は延期	○		
		上記以外の事由による事業の中止又は延期		○	
不可抗力 リスク	不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象により生じる増加費用等		○※3	

表 2.22 リスク分担 (2/2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			市	受注者
維持修繕工事	計画変更リスク	市の指示による設計変更に伴う追加費用等	○	
		上記以外の事由による設計変更（受注者の都合による）に伴う追加費用等		○
	工事費増大リスク	市の指示により生じる追加費用等	○	
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○
	工事遅延リスク	市の指示による工事完了の遅延に伴う追加費用等	○	
		上記以外の事由による遅延に伴う追加費用等		○
工事監理リスク	工事監理の不備等による増加費用等		○	
性能リスク	要求水準の未達による増加費用等		○	
維持管理作業	計画変更リスク	市の指示により生じる追加費用等	○	
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○
	性能リスク	要求水準の未達による増加費用等		○
		維持管理費増大リスク	市の指示により生じる追加費用等	○
	施設瑕疵リスク	瑕疵担保期間中に発見された施設の瑕疵の修復費用		○
		瑕疵担保期間終了後に発見された施設の瑕疵の修復費用		○
	施設損傷リスク	時間の経過に伴う施設の劣化に対して受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の損傷に伴う費用等	○※4	
	事故リスク	受注者の維持管理業務実施中に発生する交通事故、施設損傷等の事故		○
	施設損傷未発見リスク	巡回で即時に対応すべき、施設の損傷を発見できなかった場合に生じる追加費用等	○※5	
	受付業務	運営費増大リスク	市の指示により生じる追加費用等	○
上記以外の事由により生じる追加費用等				○
需要変動リスク		受付件数の増減		○※6
利用者対応リスク	受注者の事業範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○	
	上記以外の利用者からの苦情やトラブル等（住民からの改善要望）への対応	○		
契約終了時	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保	○※7	
	移管手続リスク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○

※1：契約手続きに関するリスク

- ・契約議決が必要な場合、議決できなかった場合や遅延した場合は市および受注者に生じた費用等はそれぞれ自らが負担する。

※2：物価変動に関するリスク

- ・複数年度の契約とする場合は、インフレやデフレなど物価の急激な変動への対応を考慮した契約とする。
- ・物価変動の幅を設定し、その幅を超えた場合は設計変更の対象とすることを明記する。

※3：不可抗力に関するリスク

- ・一定の雨量、降雪、積雪、風害等、事前に定めた基準値を超えた対応については設計変更の対象とする。基準値は、「災害警戒支部の基準に達したとき」を想定する。

※4：施設の損傷リスク

○道路

- ・施設を分類、評価し、劣化が進んでいる施設の損傷リスクは市とする。
- ・施設を分類、評価し、劣化が進んでいない施設についてのリスクは受注者が負うこととする。ただし、1件あたり50万円以上の対応については事業者の業務範囲とはしないとするなど、リスクを限定的なものとする。
- ・なお、当初契約については、事業の実施期間中に受注者が維持管理・修繕した施設に関して瑕疵担保期間を設定し、その期間内の維持管理リスクは事業者とする。

○公園

- ・公園の維持管理に関しては、指定管理者による経験など既に受注者側にノウハウがあるため、原則として施設の損傷リスクのうち少額なものは、受注者のリスクとする。金額の基準は、公園の指定管理者制度における運用事例を踏まえて適切に設定する。

○法定外公共物（里道・排水路）

- ・台帳が未整備であり、施設の位置、状況が正確に把握できていないため、施設の損傷リスクは市とする。ただし、事業の実施期間中に受注者が維持管理・修繕した施設に関して瑕疵担保期間を設定し、その期間内の維持管理リスクは事業者とする。

○上水道（管路）、下水道（管路）

- ・施設の劣化状況が把握できないため、損傷リスクは市とする。ただし、事業の実施期間中に受注者が維持管理・修繕した施設に関して瑕疵担保期間を設定し、その期間内の維持管理リスクは事業者とする。
- ・なお、施設情報および維持管理情報の把握後については、施設の損傷リスクを事業者に移転することも考えられる。

○法定外公共物（里道・排水路）

- ・台帳が未整備であり、施設の位置、状態が正確に把握できていないため、施設の損傷リスクは市とする。ただし、事業の実施期間中に受注者が維持管理・修繕した施設に関して瑕疵担保期間を設定し、その期間内の維持管理リスクは事業者とする。

○林道

- ・林道の設置目的から利用者が限定的であり、かつ災害による影響が大きいことから、施設損傷リスクは市とする。ただし、事業の実施期間中に受注者が維持管理・修繕した施設に関して瑕疵担保期間を設定し、その期間内の維持管理リスクは事業者とする。

※5：施設損傷未発見リスク

- ・巡回業務は施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、巡回において緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。ただし、受注者が「善管注意義務」を果たすことを前提とする。

※6：利用者対応リスク

- ・第三者からの苦情を含めた利用者の対応については、受注者の業務範囲内における対応は受注者側のリスクとする。一方、受注者が対応できる限度を超えた対応については市のリスクとする。
- ・具体的な基準については市と受注者との協議で決定する。

※7：契約終了時の性能リスク

- ・契約終了日において、施設の性能が確保されていることが必要であるが、次期受注者への引継等の条件を踏まえて最終的なリスク負担者を整理する。
- ・公園の維持管理に関しては、瑕疵担保期間を契約終了時から例えば6ヶ月間とするなどし、契約終了前後のサービス水準低下をさけることとする。

⑧報酬の支払い方法

報酬の支払い方式について、価格変動型（増額・減額）に関連する記述は見られなかった。

⑨事業者の選定

事業者の選定は、過去の直営分の委託業務の実績について、蓄積が不十分であり、優先交渉権者の選定後、業務を実施する前に、業務の実施条件等について詳細を協議する必要があると考えられることから、公募型プロポーザル方式を採用している。

資格要件として「構成員は、三条市内に本社、本店又は営業所を有するものであること」と明記されており、実際に選定された事業者は「外山・久保・山田・向陽園共同企業体」である。

表 2.23 構成企業の概要（嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期））

構成企業	営業エリア	事業内容	三条市における事業所の有無
外山組	新潟県 三条市	・土工・建築・大工・左官・ とび土工 石工・鋼構造物・ 内装・造園工事	本社
久保組	新潟県	・土木工事 ・建築工事 ・とび・土工工事 ・舗装工事 ・解体工事	本社
山田電気	新潟県	・電気設備工事 ・空調設備工事 ・電気通信設備工事 ・消防設備工事	本社
向陽園	新潟県	・土木工事 ・とび・土工工事 ・石工事 ・造園工事	本社

⑩法令等の解釈および取扱い

嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託において取り上げられている、包括的民間委託を実現するための関係法令等について、解釈の仕方および取扱いを整理した。

事業範囲の設定および、複数年業務化に関する法令が取り上げられている。

i) 道路法

道路の公物管理法として、道路法を取り上げている。

(条文については、先述したため割愛)

ii) 地方自治法

包括的民間委託の契約期間について、民間の創意工夫を引き出すために複数年契約が望ましいとした上で、複数年契約のための予算担保方法として、「継続費」、「債務負担行為」を取り上げている。

<p>地方自治法 (継続費) 第二百十二条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。 2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。</p> <p>(債務負担行為) 第二百十四条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。</p>

iii) 地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 報告書

法令ではないが、「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 報告書」における記述として、民間委託が可能な事業範囲は法律上、明確に区分しきれない点について解説している。また、民間委託が可能な事業範囲を検討する際の視点として、「法制度面での委託可否」、「裁量の有無（行政判断の要否）」、「行政権の行使の要否」を挙げている。

出典：地域維持型社会インフラ包括的民間委託の改善検討調査

2) 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期）（事業期間：令和元～5年度）

①背景・目的

嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期）と同様に、効率的、効果的な社会資本の維持管理を実現、および持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくりを目的としている。

②対象施設

図中Aの範囲における下表の施設を対象としている。

第1期業務の試行で一定程度の効果が確認された嵐北地区について、スケールメリットによる更なる効率化、利益向上を図ることを目的に、対象区域を拡大している。

表 2.24 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期） 対象施設

施設分野	施設	種別	施設量	
道路施設	市道	1級市道	16.5km	
		2級市道	24.9km	
		その他市道	294.3km	
	橋梁	15m以上	10橋	
		15m未満	208橋	
		道路照明灯		144基
		防犯灯		業務実施区域内の施設
	消雪パイプ	散水パイプ	69.9km	
		消雪井戸	80基	
		街路樹		業務実施区域内の施設
公園等施設	公園	都市公園	7箇所	
		児童遊園	8箇所	
		その他の公園	2箇所	
		緑地	54箇所	
	駅前広場	駅前広場	2箇所	
排水路	水路		業務実施区域内の施設	

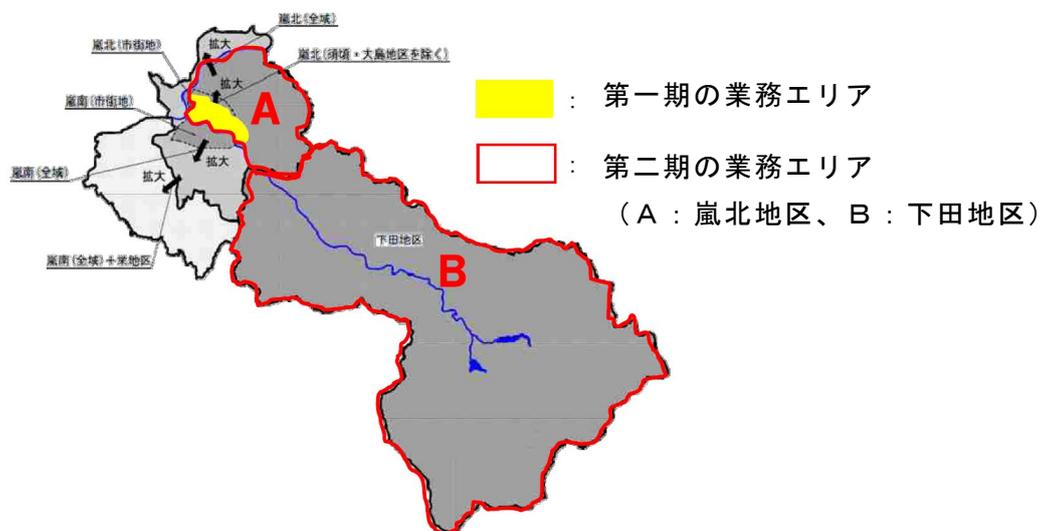


図 2.5 嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期） 対象エリア

③事業期間

令和元年4月1日から令和6年3月31日まで（5か年）

パイロット業務の2か年から、下記の理由により5か年に延長している。

- ・ 創意工夫の余地の拡大による事業者の利益創出
- ・ スケールメリットの向上による新たな雇用の創出
- ・ 複数年契約を有効活用した市民との調整による地域サービスの向上
- ・ 5年に1回の橋梁点検頻度と整合を図ることによる橋梁維持管理の効率化

④事業範囲

- ・ 計画準備業務
- ・ 全体マネジメント業務
- ・ 窓口業務
- ・ 巡回業務
- ・ 道路維持管理業務
- ・ 公園等維持管理業務
- ・ 水路等維持管理業務
- ・ 引継業務

橋梁の5年に1回の法定点検があり一巡目は終了（平成26～平成30年）し、翌年度から二巡目が始まるため、これに合わせて包括対象業務に15m未満の小規模橋梁の橋梁定期点検を追加している。

また、毎年降雪時期前に委託をしているが、複数業者と契約を行う手間がかかっていた消雪パイプノズル点検を追加している。

⑤事業規模

予定事業費の上限は7億3787万円（税込み）※当時の見込み額

⑥発注方式

パイロット業務では、サービス水準確保の方法は、要求水準を絶対的な指標として設定しないことで事業者の自由度が確保され、創意工夫の発揮を図っている。しかし、定量的な判断基準がないことで事業者や判断する人材による判断のバラツキが生じる可能性がある。このため、測定が必要かつ可能であり、十分なデータが蓄積されていることを条件に、要求水準の数値化を検討している。

基本的には、パイロット業務と同様に、性能規定の形で整理されているが、性能規定の採用が難しい工種は仕様規定を採用している。

⑦リスク分担

「事業者への過大なリスク移転を防止し、業務を円滑に実施する」といった視点から、リスク分担を設定している。パイロット業務から事業範囲が拡大したものの、リスク分担に変更はない。

表 2.25 リスク分担 (1/2)

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受注者	
共通	募集 リスク	応募手続リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
		契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
			受注者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等		○
			市および受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
	制度関連 リスク	法令変更リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増加費用等	○	
			広く一般的に適用される法令の変更・新設による増加費用等		○
		税制変更リスク	本事業に直接的に影響がある税制の変更・新設による増加費用等	○	
			上記以外の税制の変更・新設による増加費用等		○
		許認可リスク	市が取得すべき許認可（例：占用許可）の遅延により生じる増加費用等	○	
			受注者が取得すべき許認可の遅延により生じる増加費用等		○
	政策変更リスク	市の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○		
	社会 リスク	住民対応リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
			上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
		環境問題リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる増加費用等		○
第三者賠償 リスク		市の帰責事由（例：既存施設の隠れたる瑕疵、要求水準の設定に起因する瑕疵）により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		
	受託者の業務に起因した第三者への損害、および管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任		○		
経済 リスク	物価変動リスク	物価変動による追加費用等	○※1		
事業中止・延期 リスク	事業中止・延期リスク	市の政策変更、指示等による事業の中止又は延期	○		
		上記以外の事由による事業の中止又は延期		○	
不可抗力 リスク	不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象により生じる増加費用等	○※2		

表 2.26 リスク分担 (2/2)

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	受注者		
維持管理 作業	計画変更リスク	市の指示による基準改定、委託内容・用途の変更により生じる追加費用等	○		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○	
	性能リスク	要求水準の未達による増加費用等		○	
	維持管理 リスク	維持管理費増大 リスク	市の指示により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
		施設損傷リスク	時間の経過に伴う施設の劣化に対して受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことによる施設の損傷に伴う費用等	○※3	
		事故リスク	受注者の維持管理業務実施中に発生する交通事故、施設損傷等の事故		○
	施設瑕疵未発見 リスク	巡回、定期点検等で発見すべき施設の瑕疵の見逃し	○※4		
	受付業務	運営費増大リス ク	市の指示により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
需要変動リス ク		受付件数の増減		○	
利用者対応 リスク		受注者の事業範囲についての利用者からの苦情やトラブル等への対応		○	
	上記以外の利用者からの苦情やトラブル等（住民からの改善要望）への対応	○			
契約 終了 時	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保	○※5		
	移管手続リス ク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○	

※1：物価変動に関するリスク

インフレやデフレなど物価の急激な変動への対応は、受発注者間の協議により決定する。
ただし、除雪業務に関しては、新潟県が毎年提示する除雪関係協定単価表等に基づき毎年変更する。

※2：不可抗力に関するリスク

天災その他自然的又は人為的な事象であって、市、および受注者のいずれにもその責を帰すことの出来ない事由（経験ある市、および受注者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害発生防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）により発生する維持管理の対応については設計変更の対象とする。

※3：施設損傷リスク

「通常利用での劣化」「施設管理の瑕疵等、受注者の責め」による施設損傷リスクは、受注者が負うこととする。ただし、1件あたり130万円以上の施設損傷については事業者の業務範囲とはしない。また、「施設設置の隠れた瑕疵等、市の責め」「特定の第三者の責め」による施設損傷リスクは、市が負うこととする。

なお、災害発生を要因としたリスクについては不可抗力で整理できる。

※4：施設瑕疵未発見リスク

巡回業務は、施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、巡回において緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。ただし、受託者は「善管注意義務」を果たすことを前提とする。

※5：契約終了時の性能リスク

補修を対象とした業務については契約終了後1年間とするが、補修業務以外の業務については、契約終了時に所定の性能が発揮されていればよいものとする。契約終了時において業務要求水準を満たしているかどうかの調査は市で行うこととし、未達があった場合は、受注者に補修を求めることとする。

⑧報酬の支払い方法

パイロット業務同様、報酬の支払い方式について、価格変動（増額・減額）に関連する記述は見られなかった。

⑨事業者の選定

事業者の選定は、パイロット業務と同様、公募型プロポーザル方式によって行われた。

選定された事業者は「外山・久保・マルモ・イグリ・山田・向陽園・パシフィックコンサルタンツ共同企業体」である。パイロット業務の構成企業が引き続き受注しており、一部の企業が追加で参加している。

図 2.6 構成企業の概要（嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期））

構成企業	営業エリア	事業内容	三条市における事業所の有無
外山組	新潟県 三条市	・土工・建築・大工・左官・ とび土工 石工・鋼構造 物・内装・造園工事	本社
久保組	新潟県 三条市	・土木工事 ・建築工事 ・とび・土工工事 ・舗装工事 ・解体工事	本社
マルモ建設	新潟県 三条市	・土木工事 ・建築工事 ・とび・土工工事 ・舗装工事 ・塗装工事 ・防水工事 ・建具工事 ・解体工事	本社
イグリ	（情報なし）		
山田電気	新潟県	・電気設備工事 ・空調設備工事 ・電気通信設備工事 ・消防設備工事	本社
向陽園	新潟県	・土木工事 ・とび・土工工事 ・石工事 ・造園工事	本社
パシフィック コンサルタン ツ	全国	・建設コンサルタント ・計量証明事業 ・土壌汚染指定調査機関 ・下水道処理施設維持管 理業者	なし

注）下線部がパイロット業務からの追加企業

出典：嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項
嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託業務要求水準書

3) 下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託 (事業期間：令和元～5年度)

①背景・目的

嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第一期）と同様に、効率的、効果的な社会資本の維持管理を実現し、持続可能な地域の建設業者の構築にも寄与する新たな維持管理体制づくりを目的としている。

②対象施設

図中Bの範囲における下表の施設を対象としている。

今後の三条市全域への実施区域拡大に向け、市街地（嵐北地区）と異なる地域特性を持つ中山間地での効果の確認を目的に、下田地区を新規区域として設定している。

表 2.27 下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託 対象施設

施設分野	施設	種別	施設量
道路施設	市道	1級市道	19.1km
		2級市道	0.0km
		その他市道	220.4km
	橋梁	15m以上	41橋
		15m未満	116橋
	道路照明灯		8基
	防犯灯		業務実施区域内の施設
	消雪パイプ	散水パイプ	2.5km
		消雪井戸	6基
	街路樹		業務実施区域内の施設
公園等施設	公園	都市公園	0箇所
		児童遊園	11箇所
		その他の公園	0箇所
		緑地	0箇所
	駅前広場	駅前広場	0箇所
排水路	水路		業務実施区域内の施設

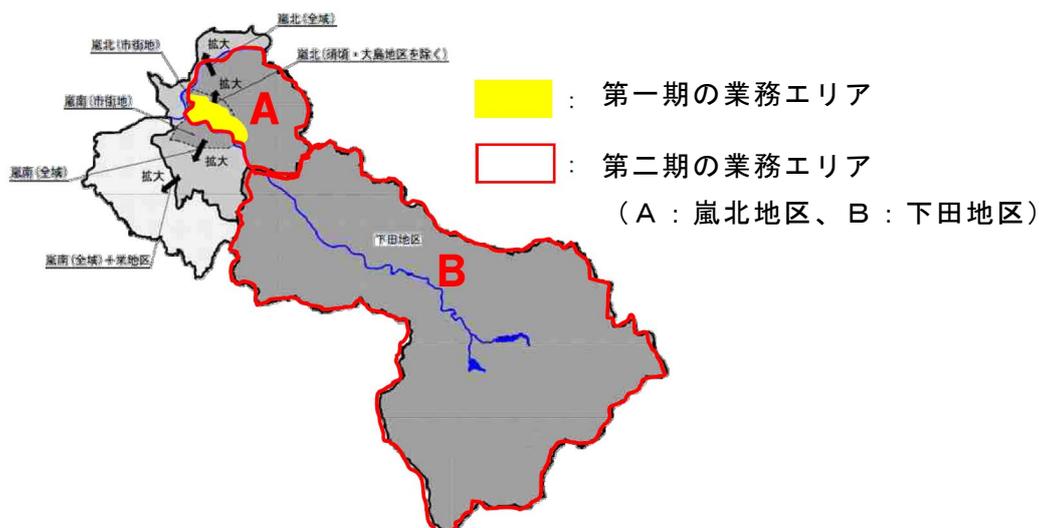


図 2.7 下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託 対象エリア

③事業期間

令和元年4月1日から令和6年3月31日まで（5か年）

嵐北地区にて実施したパイロット業務の2か年から、下記の理由により5か年に設定している。

- ・ 創意工夫の余地の拡大による事業者の利益創出
- ・ スケールメリットの向上による新たな雇用の創出
- ・ 複数年契約を有効活用した市民との調整による地域サービスの向上
- ・ 5年に1回の橋梁点検頻度と整合を図ることによる橋梁維持管理の効率化

④事業範囲

嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期）と同様の事業範囲となっている。

- ・ 計画準備業務
- ・ 全体マネジメント業務
- ・ 窓口業務
- ・ 巡回業務
- ・ 道路維持管理業務
- ・ 公園等維持管理業務
- ・ 水路等維持管理業務
- ・ 引継業務

橋梁の5年に1回の法定点検があり一巡目は終了（平成26～平成30年）し、翌年度から二巡目が始まるため、これに合わせて包括対象業務に15m未満の小規模橋梁の橋梁定期点検を追加している。

また、毎年降雪時期前に委託をしているが、複数業者と契約を行う手間がかかっていた消雪パイプノズル点検を追加している。

⑤事業規模

予定事業費の上限は1億7726万円（税込み）※当時の見込み額

⑥発注方式

嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期）と同様に、測定が必要かつ可能であり、十分なデータが蓄積されていることを条件に、要求水準の数値化を検討している。

基本的には、パイロット業務と同様に、性能規定の形で整理されているが、性能規定の採用が難しい工種は仕様規定を採用している。

⑦リスク分担

嵐北地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託（第二期）と同様のリスク分担となっている。

「事業者への過大なリスク移転を防止し業務を円滑に実施する」といった視点から、リスク分担を設定している。パイロット業務から事業範囲が拡大したものの、リスク分担に変化はない。

表 2.28 リスク分担（1/2）

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	受注者	
共通	募集 リスク	応募手続リスク	募集要項等公表資料の誤り、内容の変更により生じる追加費用等	○	
		契約リスク	市の責めに帰すべき事由により、受注者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
			受注者の責めに帰すべき事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等		○
			市および受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等	○	
	制度関連 リスク	法令変更リスク	本事業に関する法令の変更・新設による増加費用等	○	
			広く一般的に適用される法令の変更・新設による増加費用等		○
		税制変更リスク	本事業に直接的に影響がある税制の変更・新設による増加費用等	○	
			上記以外の税制の変更・新設による増加費用等		○
		許認可リスク	市が取得すべき許認可（例：占用許可）の遅延により生じる増加費用等	○	
			受注者が取得すべき許認可の遅延により生じる増加費用等		○
	政策変更リスク	市の政策変更により、事業の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○		
	社会 リスク	住民対応リスク	市の提示条件に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
			上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○	
		環境問題リスク	受注者が行う業務に関する騒音、振動、有害物質の排出等により生じる増加費用等		○
第三者賠償 リスク		市の帰責事由（例：既存施設の隠れたる瑕疵、要求水準の設定に起因する瑕疵）により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○		
	受託者の業務に起因した第三者への損害、および管理施設の損壊を与えた場合の賠償責任		○		
経済 リスク	物価変動リスク	物価変動による追加費用等	○※1		
事業中止・延期 リスク	事業中止・延期リスク	市の政策変更、指示等による事業の中止又は延期	○		
		上記以外の事由による事業の中止又は延期		○	
不可抗力リスク	地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象により生じる増加費用等	○※2			

表 2.29 リスク分担 (2/2)

リスクの種類	リスクの内容	負担者			
		市	受注者		
維持管理 作業	計画変更リスク	市の指示により生じる追加費用等	○		
		上記以外の事由により生じる追加費用等		○	
	性能リスク	要求水準の未達による追加費用等		○	
	維持管理 リスク	維持管理費増大 リスク	市の指示による基準改定、委託内容・用途の変更 により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
		施設損傷リスク	時間の経過に伴う施設の劣化に対して受注者が 適切な維持管理業務を実施しなかったことによる 施設の損傷に伴う費用等	○※3	
		事故リスク	受注者の維持管理業務実施中に発生する交通事 故、施設損傷等の事故		○
	施設瑕疵未発見 リスク	巡回、定期点検等で発見すべき施設の瑕疵の見逃 し	○※4		
	受付業務	運営費増大リス ク	市の指示により生じる追加費用等	○	
			上記以外の事由により生じる追加費用等		○
需要変動リス ク		受付件数の増減		○	
利用者対応 リスク		受注者の事業範囲についての利用者からの苦情 やトラブル等への対応		○	
	上記以外の利用者からの苦情やトラブル等（住民 からの改善要望）への対応	○			
契約 終了 時	性能リスク	事業終了時における施設の性能の確保	○※5		
	移管手続リス ク	事業終了時の業務引継に関する諸費用		○	

※1：物価変動に関するリスク

インフレやデフレなど物価の急激な変動への対応は、受発注者間の協議により決定する。
ただし、除雪業務に関しては、新潟県が毎年提示する除雪関係協定単価表等に基づき毎年変更する。

※2：不可抗力に関するリスク

天災その他自然的又は人為的な事象であって、市、および受注者のいずれにもその責を帰すことの
出来ない事由（経験ある市、および受注者側の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見できても
その損失、損害発生の防止手段を合理的に期待できないような一切の事由）により発生する維持管理
の対応については設計変更の対象とする。

※3：施設損傷リスク

「通常利用での劣化」「施設管理の瑕疵等、受注者の責め」による施設損傷リスクは、受注者が負う
こととする。ただし、1件あたり130万円以上の施設損傷については事業者の業務範囲とはしない。
また、「施設設置の隠れた瑕疵等、市の責め」「特定の第三者の責め」による施設損傷リスクは、市が
負うこととする。

なお、災害発生を要因としたリスクについては不可抗力で整理できる。

※4：施設瑕疵未発見リスク

巡回業務は、施設の損傷状況や、補修必要箇所の確認を行うことが業務に含まれるが、巡回におい
て緊急補修必要箇所が発見できなく事故等が発生した場合でも、受注者のリスクとはしない。ただし、
受託者は「善管注意義務」を果たすことを前提とする。

※5：契約終了時の性能リスク

補修を対象とした業務については契約終了後1年間とするが、補修業務以外の業務については、契
約終了時に所定の性能が発揮されていればよいものとする。契約終了時において業務要求水準を満
たしているかどうかの調査は市で行うこととし、未達があった場合は、受注者に補修を求めることと
する。

⑧報酬の支払い方法

パイロット業務同様、報酬の支払い方式について、価格変動（増額・減額）に関連する記述は見られなかった。

⑨事業者の選定

事業者の選定は、パイロット業務と同様、公募型プロポーザル方式によって行われた。

選定された事業者は「下田建設業共同企業体」であるが、具体の企業情報は不明である。

出典：下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要項
下田地区社会資本に係る包括的維持管理業務委託業務要求水準書

(3) 奈良県道路公社（第二阪奈）（事業期間：平成 24 年度）

奈良県道路公社は、第二阪奈有料道路において、性能発注型・複数年・複数業務にて包括的民間委託を実施している。府中市・三条市との相違点は有料道路・単一道路を管理の対象としている点である。

なお、奈良県道路公社は 2019 年 3 月 31 日に解散しており、本検討では、情報収集が可能であった平成 24 年度事業について調査・整理した。

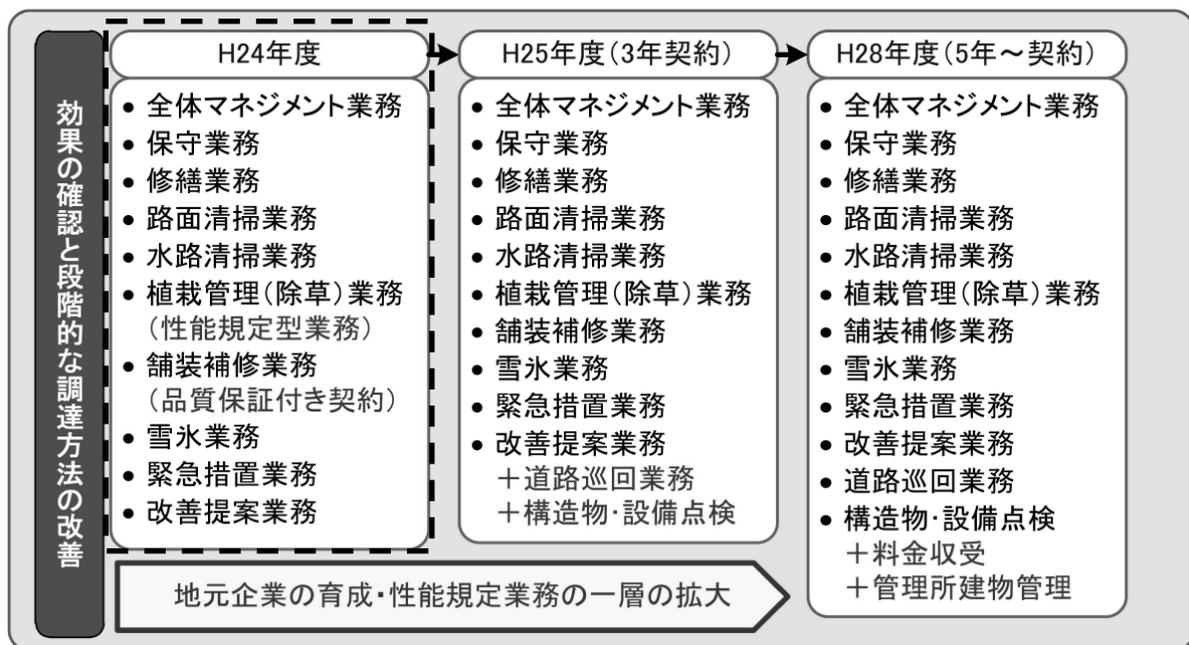


図 2.8 第二阪奈有料道路包括的民間委託の業務拡大の概要

1) 第二阪奈有料道路維持業務委託

①背景・目的

- ・契約業務の簡素化・効率化、それに伴う維持管理経費の逡減
- ・予防保全による施設の長寿命化とサービス水準の確保の両立
- ・民間ノウハウの有効活用

②対象施設

第二阪奈有料道路は、奈良県道路公社と大阪府道路公社と共同管理し、両公社で業務分担を行い料金収受業務、道路維持管理業務等を行っていた。対象施設は、第二阪奈有料道路の奈良県区間である。

路線名 : 一般国道 308 号
延長 : 9.6 km
道路の区分 : 第 1 種第 3 級
車道幅員 : 3.50m×2 車線
設計速度 : 60km/h
開通年月日 : 平成 9 年 4 月 23 日
事業費 : 2,336 億円
実績交通量 : 計画の 80.0% (平成 22 年度)



図 2.9 第二阪奈有料道路包括的民間委託 対象施設

③事業期間

平成 24 年 6 月 18 日～平成 25 年 5 月 31 日 (約 1 年)

事業期間設定の根拠は不明

④事業範囲

従来実施してきた維持作業・工事等を事業範囲としている。

なお、構造物点検や大阪府道路公社が管理している道路巡回業務等は委託対象外であるが、順次、対象業務を増やし、業務の性能規定化を進めることとしている。

表 2.30 第二阪奈有料道路包括的民間委託 事業範囲

項目	概要
全体マネジメント業務	年間・月間維持管理実施計画の作成、報告書提出管理、業務の効率性確保のための全体調整・指示、公社との連絡窓口機能など。
保守業務	路面清掃業務又は植栽管理業務と同時に行う業務で即時保守業務と確認報告業務で構成される。 即時保守業務は、施設の不具合を発見後にその場において人力による軽作業で回復させる作業をいう。 確認報告業務は、施設の劣化、損傷の確認と公社へ報告する作業をいう。
修繕業務	確認報告業務の後に、公社の指示により、施設の劣化、損傷を回復させる作業をいう。
路面清掃業務	路面、および集水樹に対する清掃作業のことをいう。
水路清掃業務	水路に対する清掃作業をいう。
植栽管理業務	除草作業をいう。 除草作業は受託者自らが実施範囲、実施時期、実施回数、実施方法を定めて行う除草業務と、公社がそれらを指示する除草業務がある。
舗装補修業務	舗装の力学的な性能を回復させることをいう。 また、舗装補修業務のうち密粒度アスファルト舗装については品質保証型とする。
雪氷業務	除雪、凍結防止剤散布のことをいう。
改善提案業務	施設を常に良好な状態に維持する方法、円滑かつ安全な交通の確保や利用者サービスの向上等に資する具体的事象（以下、「改善提案事象」という。）を特定し、その改善方法を公社に提案することをいう。
緊急措置業務	事故・暴風雨による道路利用者、第三者に対する危険性を回避するための一時的な措置をいう。
引継業務	委託期間終了時の引き渡しをいう。

⑤事業規模

事業期間あたり（1か年）の事業規模は約7,000万円である。

⑥発注方式

第二阪奈有料道路維持業務委託では、要求水準の性能規定化を図っている。実際に植栽管理業務は、性能規定にて要求水準を設定している。

【性能要件】

- ・交通安全上、支障を来さない状態を保持する。
- ・本線、ランプ、側道において視認性を阻害しない状態を保持する。
- ・視線誘導標、標識等が目視確認できる状態を保持する。
- ・側溝等の排水能力に影響を損なわない状態を保持する。
- ・苦情（景観性を含む）には適切に対応すること。

⑦報酬の支払い方法

報酬の一部は発注者の指示によって変動する箇所があるものの、要求水準に応じた価格変動はなく、基本的には固定支払いである。

分類	支払いタイプ	対象となる業務	対価の対象となる数量
定額・ 固定費Ⅰ	定額払い	⑤水路清掃業務⑥植栽管理業務(B 除草)⑦舗装補修業務	各業務の要求水準で示した回数、数量等。
定額・ 固定費Ⅱ	定額払い	①全体マネジメント業務②保守業務⑥ 植栽管理業務(A 除草)⑨改善提案業 務(提案の企画)⑩引継業務	各業務の要求水準を満たしていれば、実施 した作業数量にかかわらない。
変動費	契約単価に基 づく精算	③修繕業務④路面清掃業務 ⑧雪氷業務	公社の指示に基づき実施した作業数量。

⑧事業者の選定

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行われた。

選定された事業者は「阪神高速技術・村本道路・阪神高速道路共同企業体」である。

図 2.10 構成企業の概要（第二阪奈有料道路維持業務委託）

構成企業	営業エリア	事業内容	奈良県における事業所の有無
阪神高速技術	全国 大阪府、大阪市、神戸市、西宮市、川西市、明石市、加古川市 等	阪神高速道路の維持・管理 ・土木 ・施設（電気・通信、機械設備、 建築施設、情報システム） ・技術開発 ・新規事業	奈良エリア 第二阪奈小瀬管理所
村本道路	大阪府 奈良県	・舗装工事請負 ・舗装・土木工事の施工管理 ・合材の製造、および販売 ・宅地造成に関する業務 ・産業廃棄物収集、処理業 ・土木建築資材の販売	本社
阪神高速道路	阪神高速道路	・高速道路の新設・改築 ・高速道路の維持・修繕・その他 の管理 ・高速道路の休憩所等の運営 ・国・地方公共団体等からの委託 による道路の建設・管理・調査 等	なし

出典：先導的官民連携支援事業（地方公共団体等による調査実施への補助）を活用した調査 国土交通省

2-2-3 事例調査結果の総括

これまでに整理した道路の包括的民間委託の先行事例を総括し、次頁に示した。

表 2.31 事例調査の統括

事例 項目	府中市（東京都）		三条市（新潟県）			奈良県
	けやき並木通り周辺地区 道路等包括管理委託	府中市道路等包括管理事業 （北西地区）	嵐北地区社会資本に係る包括的 維持管理業務委託（第一期）	嵐北地区社会資本に係る包括的 維持管理業務委託（第二期）	下田地区社会資本に係る包括的 維持管理業務委託	第二阪奈有料道路維持業務委託
対象施設	市の中心部の限定範囲の市が管理する施設（車道舗装、歩道舗装、道路排水施設、橋梁（立体横断施設を含む）、街路樹、街路灯、案内標識）	主要地方道府中清瀬線、一般都道府中調布線、主要地方道所沢府中線と行政界に囲まれる約750haにおける施設（パイロット業務から拡大）	市街地のうち、五十嵐川よりも北部に位置し、五十嵐川と国道289号に囲われた区域の施設	第一期業務の試行で一定程度の効果が確認された嵐北地区を含み範囲拡大	嵐北地区と異なる地域特性を持つ中山間地における効果を確認することを目的に、下田地区を新規区域として設定	奈良県道路公社と大阪府道路公社と共同管理する第二阪奈有料道路の奈良県区間
事業期間	平成26年12月1日から平成29年3月31日まで（3か年）	平成30年4月1日から令和3年3月31日（3か年）	平成29～30年度（2か年）	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5か年）	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5か年）	平成24年6月18日～平成25年5月31日（1か年）
事業範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回業務 ・維持業務（清掃、植栽管理業務、街路灯管理業務） ・補修・修繕業務 ・事故対応業務 ・災害対応業務 ・苦情・要望対応業務 ・占用物件管理業務 ・法定外公共物管理業務 	【包括委託型業務】 <ul style="list-style-type: none"> ・統括マネジメント業務 ・巡回業務 ・維持業務（清掃、植栽管理業務、道路反射鏡・案内標識管理業務） ・補修・修繕業務 ・事故対応業務 ・災害対応業務 ・苦情・要望対応業務 ・占用物件管理業務 ・法定外公共物管理業務 【単価契約型業務】 <ul style="list-style-type: none"> ・補修・更新業務 ・ケヤキ剪定等業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備業務 ・全体マネジメント業務 ・窓口業務 ・巡回業務 ・道路維持管理業務 ・公園等維持管理業務 ・水路等維持管理業務 ・引継業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画準備業務 ・全体マネジメント業務 ・窓口業務 ・巡回業務 ・道路維持管理業務 ・公園等維持管理業務 ・水路等維持管理業務 ・引継業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体マネジメント業務 ・保守業務 ・修繕業務 ・路面清掃業務 ・水路清掃業務 ・植栽管理業務 ・舗装補修業務 ・雪氷業務 ・改善提案業務 ・緊急措置業務 ・引継業務 	
事業規模	一年あたり41,688千円 事業期間（3か年）あたり125,064千円	一年あたりの金額は以下のとおり ・包括委託型業務：97,200千円（税込） ・単価契約型業務補修・更新業務：13,781千円（税込） ・ケヤキ剪定等業務：25,996千円（税込）	一年あたり5千万円 事業期間（2か年）あたり1億円	2019年度に事業を開始したばかりであり、予定事業費の上限は7億3787万円（税込）を見込んでいる	2019年度に事業を開始したばかりであり、予定事業費の上限は1億7726万円（税込）を見込んでいる。	事業期間あたり（1か年）の事業規模は約7,000万円
発注方式	性能発注・仕様発注の分けについて明記はされていないが、民間事業者のノウハウ活用・コスト減を見据え、性能発注とする方針	性能発注としており、要求水準書にも記載あり。市と受託者の合意があった場合、契約期間内に見直すことを可能としている	民間事業者に期待する役割、民間の創意工夫が最大限に発揮されるよう性能規定の形で整理されている	基本的には、パイロット業務と同様に、性能規定の形で整理されている	要求水準の性能規定化を図っている。実際に植栽管理業務については、性能規定にて要求水準を設定	
リスク分担	より効率的にリスクを対処できる主体がリスクを分担するという考えに基づいて、設定	パイロット業務からの業務範囲拡大や指定管理者制度の導入に伴い、不可抗力リスク、意見・苦情窓口業務対応リスク、需要変動リスク等が追加	コントロールできる主体がそのリスクを分担するという原則を踏まえ、設定されている	事業者への過大なリスク移転を防止し、業務を円滑に実施する視点から、リスク分担を設定	事業者への過大なリスク移転を防止し、業務を円滑に実施する視点から、リスク分担を設定	—
報酬の支払い方法	支払額の変動については実施していない	価格変動方式を導入増額については実施していない	価格変動（増額・減額）に関連する記述は見られず、実施していないものと考えられる	価格変動（増額・減額）に関連する記述は見られず、実施していないものと考えられる	報酬の一部は発注者の指示によって変動する箇所があるものの、要求水準と紐づいた価格変動はない	
事業者の選定	公募型プロポーザル方式によって前田道路・ケイミックス・東京緑建共同企業体を選定 ・前田道路（全国） ・ケイミックス（全国） ・東京緑建（不明）	公募型プロポーザル方式によって岩井・府中植木・日東建設共同企業体を選定 ・岩井建設工業（地元） ・府中植木（地元） ・日東建設（不明）	公募型プロポーザル方式によって外山・久保・山田・向陽園共同企業体を選定 ・外山組（地元） ・久保組（地元） ・山田電気（地元） ・向陽園（地元）	公募型プロポーザル方式によって外山・久保・マルモ・イグリ・山田・向陽園・パシフィックコンサルタンツ共同企業体を選定 ・外山組（地元） ・久保組（地元） ・マルモ建設（地元） ・イグリ（地元） ・山田電気（地元） ・向陽園（地元） ・パシフィックコンサルタンツ（全国）	公募型プロポーザル方式によって下田建設業共同企業体を選定したが、具体的な企業情報は不明	公募型プロポーザル方式によって阪神高速技術・村本道路・阪神高速道路共同企業体を選定 ・阪神高速技術（地元） ・村本道路（地元） ・阪神高速道路（地元）

2-3 本業務における法令の解釈および取扱いの整理

これまでの先行事例の調査により、道路法や民法等を根拠として道路分野における包括的民間委託を行っていることを確認した。

包括的民間委託において複数年・複数業務・性能規定とすることは、事例も存在するため実現可能であると判断される。

法令上の課題としては、民間へ委託する事業範囲の適切な設定が挙げられる。

既往資料「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会 報告書」では、現状では「民間委託が可能な事業範囲は法律上、明確に区分しきれない」と記載されている。そこで、先行事例と同様に、本業務においても当該資料にて示されている、「法制度面での委託可否」、「裁量の有無（行政判断の要否）」、「行政権の行使の要否」の視点から、民間委託が可能な事業範囲を検討することが必要である。

参考として、道路の公物管理法である道路法を対象に民間委託の可能な業務範囲についてとりまとめた資料「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」について（内閣府）」の内容を、次頁以降に一覧表として整理した。

表 2.32 道路法における民間への委託可否 (1/3)

行為	関連する条目	民間事業者の 実施可否	指定管理者制度における 権限代行の範囲か否か
道路を新設、改築、および管理すること	第 12、13、15、16 条	一部可	一部範囲内
道路の区域を決定、又は変更し、それを公示すること	第 18 条第 1 項	否	範囲外
道路の供用を開始、又は廃止し、それを公示すること	第 18 条第 2 項	否	範囲外
共用管理施設の管理方法について協議すること	第 19 条の 2 第 1 項	否	範囲外
共用管理施設の管理方法について公示すること	第 19 条第 5 項	否	範囲外
兼用工作物の管理方法について協議すること (災害復旧に関する工事の施行に係るものを除く)	第 20 条第 1 項	否	範囲外
兼用工作物の管理方法について公示すること	第 20 条第 6 項	否	範囲外
他の工作物の管理者に道路に関する工事を 施行させること	第 21 条	否	範囲外
工事原因者に道路に関する工事を施行させる こと	第 22 条第 1 項	否	範囲外
他の工事を施行すること	第 23 条第 1 項	一部可	一部範囲内
道路に関する工事を行うことを承認し、および 当該承認必要な条件を附すること	第 24 条、第 87 条第 1 項	否	範囲外
駐車料金を徴収すること	第 24 条の 2 第 1 項	一部可	一部範囲内
駐車料金を免れた者から割増金を徴収する こと	第 24 条の 2 第 3 項	一部可	一部範囲内
道路台帳を調製し、およびこれを保管すること	第 28 条第 1 項	一部可	一部範囲内
道路と鉄道との交差について協議すること	第 31 条第 1 項	否	範囲外
占用の許可を与え、および当該許可に必要な 条件を附すること	第 32 条第 1・3 項、 第 87 条第 1 項	否	範囲外
国の行う占有について国と協議し、同意する こと	第 35 条	否	範囲外
水道、電気、ガス事業等のための占有に関す る工事の計画書を受領すること	第 36 条第 1 項	可	範囲内
占有禁止(制限)区域を指定すること	第 37 条第 1 項	否	範囲外
占有禁止(制限)区域の指定について警察署 長と協議すること	第 37 条第 2 項	否	範囲外

表 2.33 道路法における民間への委託可否 (2/3)

行為	関連する条項	民間事業者の実施可否	指定管理者制度における権限代行の範囲か否か
占用禁止(制限)区域の指定の公示をすること	第37条第3項	否	範囲外
道路の占用に関する工事を施行すること	第38条第1項	一部可	一部範囲内
占用料を徴収すること	第39条第1項	一部可	一部範囲内
道路占有者に対して必要な指示をすること	第40条第2項	否	範囲外
道路を維持・修繕すること	第42条	一部可	一部範囲内
車両の積載物の落下の予防のために必要な措置を命ずること	第43条第2項	否	範囲外
沿道区域を指定し、およびこれを公示すること	第44条第1項・第2項	否	範囲外
沿道区域において必要な措置を命ずること	第44条第4項	否	範囲外
違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者等に除去させること、保管し、公示すること、売却、および代金を保管すること、廃棄すること	第44条の2第1・2・3・4・5項	一部可	一部範囲内
違法放置物件に係る負担金を徴収すること	第44条の2第7項	一部可	一部範囲内
道路標識又は区画線を設けること	第45条第1項	一部可	一部範囲内
道路の通行を禁止し、又は制限すること	第46条第1項	否	範囲外
水底トンネルにおける危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限すること	第46条第3項	否	範囲外
トンネル、橋等における通行を禁止し、又は制限すること	第47条第3項	否	範囲外
車両の通行の許可をすること、許可について他の道路管理者に協議し、同意すること、許可証を交付すること	第47条の2第1・2・5項	一部可	一部範囲内
最高限度を超える車両等を通行させている者に対して必要な措置をすることを命ずること、車両の制限に関する基準に適合するよう必要な措置を講ずべきことを命ずること	第47条の3第1・2項	否	範囲外
通行の禁止又は制限の場合における道路標識を設置すること	第47条の4	一部可	一部範囲内
道路一体建物について協議し、協定を締結し、および道路一体建物を管理すること	第47条の6第1項	一部可	一部範囲内
道路一体建物について協定を締結した旨を公示し、閲覧に供すること等	第47条の6第2項	否	範囲外
道路保全立体区域を指定し、およびこれを公示すること	第47条の9	否	範囲外
道路保全立体区域において必要な措置を命ずること	第48条第2項・4項	否	範囲外
自動車専用道路を指定すること	第48条の2第1・2項	否	範囲外
自動車専用道の指定を公示すること	第48条の2第4項	否	範囲外
道路等と自動車専用道路の連結又は交差の協議をし、又は許可すること	第48条の4	否	範囲外
自動車専用道路の通行の禁止又は制限に係る道路標識を設置すること	第48条の5第2項	一部可	一部範囲内
自動車専用道路における必要な措置を命ずること	第48条の6	否	範囲外
自転車専用道路等を指定すること	第48条の7第1・2・3項	否	範囲外
自転車専用道路等の指定について市町村長と協議すること	第48条の7第4項	否	範囲外
自転車専用道路等の指定について公示すること	第48条の7第5項	否	範囲外

表 2.34 道路法における民間への委託可否 (3/3)

行為	関連する条目	民間事業者の実施可否	指定管理者制度における権限代行の範囲か否か
自転車専用道路等の通行制限等に係る道路標識を設置すること	第 48 条の 9 第 4 項	一部可	一部範囲内
自転車専用道路等の通行制限違反行為に対して必要な措置を命ずること	第 48 条第 10 項	否	範囲外
市町村に対し、工事又は維持に要する費用の一部を負担させること	第 52 条第 1 項	否	範囲外
共用管理施設の費用の分担の方法等について協議すること	第 54 条の 2 第 1 項	否	範囲外
兼用工作物の費用分担について協議すること	第 55 条第 1 項	否	範囲外
原因者負担金を徴収すること	第 58 条	一部可	一部範囲内
附帯工事に要する費用を徴収すること	第 59 条	一部可	一部範囲内
兼用工作物の費用を徴収すること	第 60 条	一部可	一部範囲内
受益者負担金を徴収すること	第 61 条	一部可	一部範囲内
占用工事費負担金を徴収すること	第 62 条	一部可	一部範囲内
他人の土地に立ち入ること等	第 66 条第 1 項	否	範囲外
長時間放置車両を移動すること、移動について警察署長の意見を聴くこと、長時間放置車両を保管すること、保管場所等を告知し、必要な措置を講じ、および公示すること、放置されていた場所等に移動すること等	第 67 条の 2 第 1 項～5 項	一部可	一部範囲内
非常災害時に土地を一時使用等し、又は付近に居住する者等を防御に従事させること	第 68 条第 1・2 項	否	範囲外
土地の一時使用等により損失を受けた者と協議し、および損失を補償すること	第 69 条	否	範囲外
道路の新設又は改築により損失を受けた者と協議し、および補償金を支払い、又補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合に収用委員会に裁決を申請すること	第 70 条	否	範囲外
道路法に違反した者等に対し監督処分をし、又は措置を命ずること、監督処分を命ずる者が確知できない場合に、自ら措置を行うこと等	第 71 条第 1・2・3 項	否	範囲外
監督処分を命ずる者が確知できない場合に自ら措置を行うことを公告すること	第 71 条第 3 項	否	範囲外
道路監視員を任命すること、道路監視員に監督処分を行わせること	第 71 条第 4 項	否	範囲外
道路監視員に通行の方法等の規制を行わせること	第 71 条第 5 項	否	範囲外
監督処分に係る損失を補償すること、補償に係る協議をすること	第 72 条第 1・2 項	否	範囲外
監督処分に係る第三者に対する負担金を徴収すること	第 72 条第 3 項	否	範囲外
負担金等の強制徴収をすること	第 73 条	否	範囲外
道路予定区域内の土地の形質の変更等の許可をすること	第 91 条第 1 項	否	範囲外
道路予定区域における制限により受けた損失について協議し、補償すること	第 91 条第 3・4 項	否	範囲外
不用物件と新たに道路を構成する物件とを交換すること	第 92 条第 4 項	否	範囲外
不用物件の使用の申出をし、およびその引渡を受けること	第 93 条	否	範囲外
都道府県公安委員会の意見を聴き、又は通知、協議等をすること	第 95 条の 2 第 1・2 項	否	範囲外

2-4 アベイラビリティ・ペイメント方式を導入する上での財政および会計制度上の課題や留意点の整理

後述する「第4章 民間委託可能な管理業務」で整理しているアベイラビリティ・ペイメントは、「交通需要に依存せず、運営・管理における提供サービスに対する民間事業者のパフォーマンスに応じて対価が支払われる方式」を意味する。

アベイラビリティ・ペイメント方式を調布市の包括的民間委託へ導入する場合の財政および会計制度上の課題や留意点を整理した。

パフォーマンスに応じた支払の採用の可否は、調布市の予算制度等に則り判断する必要がある。

予算措置の際には、以下の考え方を整理しておく必要がある。

- 客観的かつ合理的な評価項目と基準の設定

- ⇒事業者の業績を客観的に評価できる基準を設定する必要がある。

- 変動する金額の合理的な設定

- ⇒支払額が変動する場合の算定基準の妥当性を明確にする必要がある。

- 設定された基準に基づく適切なモニタリングによる把握

- ⇒公共として継続的なモニタリングを行い、評価が可能であることが不可欠である。

- このため、モニタリング実施の容易性も吟味が必要である。

主な支払方法については、債務負担行為で支払う方法、補正予算を組む方法等があるが、これらの支払い方法は、議会等への説明も含め予め考慮しておく必要がある。

アベイラビリティ・ペイメント方式以外の、委託業務の報酬が変動するスキームにて事業を実施している他自治体の事例について、今後、ヒアリングを実施することで実態を把握することも有効である。

参考として、業務報酬額が変動する事業手法として、我が国にて近年、導入の検討が進んでいる成果連動型委託契約がある。概要を次頁に示す。

(参考) 成果連動型委託契約

成果連動型委託契約とは、以下2つ「1. 成果連動型支払」及び「2. SIB」の総称である。その違いは、行政と事業者のみで完結し外部の民間資金を活用しないスキームが「1. 成果連動型支払」、行政と事業者に加え外部の民間資金を活用するスキームが「2. SIB」となり、いずれも官民連携の手法である。

1. 成果連動型支払

成果連動型支払とは、業務を履行した結果、予め合意した成果目標の達成度合いに応じて支払額が変わる契約となる。行政は、業務内容を詳細に定めて民間委託するのではなく、業務内容は詳細に定めずに成果目標を定めることで、業務内容は事業者の創意工夫を最大限に活かせ、より成果向上が見込める。

2. ソーシャル・インパクト・ボンド (Social Impact Bond : SIB)

SIBとは、「1. 成果連動型支払」と民間資金の活用を組み合わせた手法の一つである。行政と事業者の成果連動型支払契約に基づいて、事業者のサービス提供費用等について、外部の民間資金提供者から資金調達を行い、行政と事前に合意した成果目標を達成できれば、後から行政が資金提供者へ成果に応じて報酬を支払うという仕組みが開発され、これがSIBと呼ばれている。

2010年に英国で導入が始まったSIBは、2017年に日本でも東京都八王子市でがん検診受診勧奨、兵庫県神戸市で糖尿病重症化予防の分野で導入された。

出典：ケイスリー株式会社 HP